

すみれが丘自由研究会会則

第1条 総則

本会は、すみれが丘自由研究会と称し、事務局を横浜市都筑区すみれが丘内に置きます。

第2条 会員

本会会員は、すみれが丘町内に住む個人、町内で活動する団体、店舗、企業および本会の目的に賛同する町外の個人、団体、店舗、企業とします。

第3条 目的

本会は、横浜市都筑区すみれが丘の環境、防災、福祉、教育、歴史等のテーマを自由に取り上げて討議・研究し、すみれが丘町内会との連携を図りながら将来の町づくりの施策をまとめ、行政機関その他各種団体や個人に提案し、より密度のある実行施策を生み出して、地域の課題解決に役立つことを目的とします。

第4条 事業

本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) すみれが丘の生活環境の現状調査と課題整理
- (2) 課題解決のためのアイデア、施策の創出
- (3) 町内会その他の団体への提案活動
- (4) 町内会その他の団体、行政等との実行可能な町づくり施策への練り上げ協働作業
- (5) 活動内容を広く周知し、議論するための場の提供とイベントの開催

第5条 役員

本会に次の役員を置きます。任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

- ・会長 1名
- ・会計 1名
- ・事務局 1名
- ・監事 1名

第6条 入会・退会

入会を希望する個人および団体は、役員に入会申込書を提出するものとします。

退会を希望する個人および団体は、役員に退会届を提出するものとします。

第7条 会計年度および年会費

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとします。

会員は年会費として1,000円を納めるものとします。なお年度途中の新規入会の場合は入会時に同額を納めるものとします。

第8条 事業報告

役員は、会員に対し年度の終了に当たってその年度の事業報告と決算報告を行います。

附則 この会則で定めない事案が発生した場合には、全会員により討議を行い対処していくこととします。